

12月3日～12月9日は障害者週間です

うるま市に暮らす約12万人のうち、何らかの障がいのある方（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している方）は、約7,500人います（延べ人数）。障がいがある人もない人も、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」をつくっていきましょう。



障がいには大きく分けて「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3種類があります。

◆身体障がい

視覚障害、聴覚障害、言語障害、手足・体の不自由、心臓・じん臓・呼吸器等の内臓機能障害等、身体に不自由を抱える障がいです。申請して認定を受けると「身体障害者手帳」が交付されます。

◆知的障がい

理解力や判断力が弱かったり、人や環境になじみにくい等の生活支障があります。軽度の場合は本人も周囲も気付かないことがあります。申請して認定を受けると「療育手帳」が交付されます。

◆精神障がい

統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障のある状態です。申請して認定を受けると「精神保健福祉手帳」が交付されます。

障がいを抱えている方には
援助措置があります。
(各種要件があります。)

《例》

- 特別障害者手当等の支給
- 重度医療費の助成
- 日常生活用具・補装具の交付
- 介護タクシー利用チケットの交付
- 有料道路料金の割引
- NHK放送受信料の減免
- 障がい福祉サービスの利用など

うるま市障がい者相談支援事業

～障がいのある人や家族の相談窓口を設置しています～

地域で生活する障がいのある方や、そのご家族からの相談に応じ、福祉サービスを利用するための情報提供・相談、社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介など行なっています。

うるま市では障がい福祉課の他、3事業所に相談支援事業を委託実施しています。

お気軽にご相談ください。障がい者手帳の有無に関係なく相談できます。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。



例えば、こんな相談・・・「障がい者手帳を所持したら、どんなサービスが受けられるのかな」

「障がい福祉サービスを受けられる事業所について、教えてほしい」など。

障がい者相談支援事業		住 所	連絡先
うるま市役所 障がい福祉課		うるま市みどり町1-1-1	TEL: 973-5452 FAX: 973-5103
相談支援事業所	地域活動支援センター なごみ	うるま市石川2-2-1	TEL: 964-5045 FAX: 982-5371
	うるま市地域生活支援センター あいあい	うるま市安慶名488 健康福祉センターうるみん2階	TEL: 979-0555 FAX: 974-5306
	うるま市地域活動支援センター あやはし苑	うるま市与那城照間702	TEL: 978-1280 FAX: 978-1288